



教保体第 1 2 5 2 号
平成 2 7 年 1 月 7 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

カラスの大量死亡事例と対応について（通知）

今般、入間市、狭山市及び所沢市においてカラスの死骸が 8 1 羽発見されたとの報道記者発表が埼玉県環境部みどり自然課からありました。

原因究明のための検査をしたところ、鳥インフルエンザの簡易検査は陰性、農薬等の化学物質も検出されませんでしたので、死因は現在のところ不明です。

今までも、野鳥の死骸を発見した場合の対応については、平成 2 6 年 5 月 8 日付け、教保体第 2 6 7 号「野鳥の死亡事例と対応について」で通知し、御対応いただいておりますが、各学校では児童生徒の事故防止の視点から全校集会や学級活動、部活動等の機会を活用し、下記事項について、再度指導の徹底をお願いします。

市町村教育委員会におかれましては、貴管内の学校への周知・指導をお願いします。

記

- 1 以下のものには決して手を触れないこと。
 - ・ 衰弱または死亡した野鳥
 - ・ 鳥の糞（細菌やウイルス等が含まれる場合がある）
 - ・ 農薬の散布跡や、鳥獣類のエサになるようなもの。
- 2 野鳥の死骸（特に複数の死骸）が発見された場合などは、速やかに市町村の担当部所や環境管理事務所などに連絡をし、指示を仰ぐこと。

県立学校部保健体育課
健康教育担当 成澤
電話：0 4 8－8 3 0－6 9 6 3